

船橋市景観総合審議会公募委員選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市景観総合審議会条例（平成28年船橋市条例第21号）の委員のうち、同条例第3条第2項第4号に規定する市民の委員の選定を公募により行うため、船橋市景観総合審議会公募委員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会は、建設局長、都市計画部長、都市整備部長、道路部長、下水道部長及び建築部長の各委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 選定委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は建設局長、副会長は都市計画部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 選定委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことが出来ない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面開催)

第5条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

2 書面開催とする場合、要綱第4条第2項中の「委員の半数以上が出席しなければ」を「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と、要綱第4条第3項中の「出席した委員」を「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。

(参考意見等の聴取)

第6条 選定委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を認め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、建設局都市計画部都市計画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。